

○宮崎大学附属図書館規程

平成 16 年 4 月 1 日  
制 定

改正 平成 20 年 2 月 28 日 平成 27 年 3 月 27 日  
令和元年 12 月 26 日 令和 3 年 10 月 1 日  
令和 5 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人宮崎大学基本規則第 12 条の 2 第 2 項の規定に基づき、宮崎大学附属図書館（以下「図書館」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 1 条の 2 図書館は、図書館資料を収集・管理し、職員の教育・研究及び学生の学習に資することを目的とする。

(分館)

第 2 条 図書館に医学分館（以下「分館」という。）を置く。

(館長)

第 3 条 図書館に図書館長（以下「館長」という。）を置く。

- 2 館長は、図書館の業務を統括する。
- 3 館長は、本学の副学長をもって充てる。
- 4 館長の選考は、副学長のうちから学長が行う。

(副館長)

第 4 条 図書館に副館長 2 人を置く。

- 2 副館長は、図書館の業務の円滑化を図るため、館長を補佐する。
- 3 副館長は、本学の教授のうちから、館長の推薦により、学長が任命する。
- 4 副館長の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、副館長の任期の末日は、当該館長の任期の末日以前でなければならない。

(分館長)

第 5 条 分館に分館長を置き、副館長をもって充てる。

- 2 分館長は、館長の下に分館の業務を統括する。

(委員会)

第 6 条 図書館の運営に関する重要事項を審議するため、宮崎大学附属図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 分館の運営に関する事項を審議するため、委員会の下に宮崎大学附属図書館医学分館図書委員会（以下「図書委員会」という。）を置く。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- 4 図書委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第 7 条 図書館の事務組織については、宮崎大学事務組織規程の定めるところによる。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、図書館の運営に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程施行の日に現に副館長である者の任期は、平成 27 年 9 月 30 日までとする。

附 則

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。